



宮 崎 県 公 報

平成22年 9 月16日 (木曜日) 第 2218 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○救急病院の認定 (2 件) …………… (医療業務課) 1	頁
○民有林の保安林の指定予定 (5 件) …………… (自然環境課) 1	
○保安林の指定予定の通知…………… (“) 2	
○漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意 (2 件) …………… (水産政策課) 2	
○道路の区域の変更 (7 件) …………… (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始 (7 件) …………… (“) 4	

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (商業支援課) 6
○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 6
○入札公告 (5 件) …………… 6
公安委員会公告
○警備員指導教育責任者講習の実施について……………11
正 誤
○平成21年 6 月11日付け県公報 (第2090号) 中……………12
○平成22年 4 月26日付け県公報 (第2178号) 中……………12
○平成22年 6 月28日付け県公報 (第2195号) 中……………12

告 示

宮崎県告示第 621号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院と認定した。

平成22年 9 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎医療センター病院	宮崎市高松町 2 番16号

2 救急病院の認定の有効期間

平成22年 9 月 8 日から平成25年 9 月 7 日まで

宮崎県告示第 622号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院と認定した。

平成22年 9 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
独立行政法人国立病院 機構宮崎東病院	宮崎市大字田吉4374番地 1

2 救急病院の認定の有効期間

平成22年 9 月10日から平成25年 9 月 9 日まで

宮崎県告示第 623号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年 9 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字酒谷字向田乙 881 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 624号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年 9 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字吉野方字瀬田尾ヶ野 973、976から 985まで、986-イ、986-ハ
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字瀬田尾ヶ野 983・984・986-イ (以上 3 筆について、次の図に示す部分に限る。)、973、976、977、979、980
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 625号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年 9 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字吉野方字平鈴 5597-2 (次の図に示す部分に限る。)、5595-イ-1、5596、5603、5604
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字平鈴5595-イ-1 (次の図に示す部分に限る。)、5597-2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 626号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年 9 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字吉野方字宮ノ窪上ノ原 10188-イ・10203 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)、10178-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 627号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年 9 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字三田井字御塩井 971-4
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 立木の伐採を禁止する。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 628号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年 9 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高城町大井手字池ノ上3379-1 から3379-3 まで、3379-5、3379-14、3379-15、3379-17、字末永3826-1、3826-49、3826-51
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字末永3826-1 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 629号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成22年 9 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成22年 7 月27日
発起人の住所及び氏名	宮崎県延岡市塩浜町 2 丁目1856番地 1 花岡正岳 宮崎県延岡市出北 2 丁目18番10号 橋本正範
加入区 の 名 称	延岡市第二加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧土々呂漁業協同組合の地区及び旧鯛名漁業協同組合の地区
区 分	旧土々呂漁業協同組合の地区の者が営む小型漁船漁業であって小型機船底びき網等漁業及び小型機船船びき網等漁業以外のもの及び小型かつお漁業

宮崎県告示第 630号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成22年 9 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成22年 7 月27日
発起人の住所及び氏名	宮崎県日南市大字富士3566番地 坂元重信 宮崎県日南市大字宮浦 346番地 3 外山喜巳吉
加入区 の 名 称	日南市第一加入区
区 域	日南市漁業協同組合の地区のうち鶴戸支所の地域
区 分	小型定置漁業

宮崎県告示第 631号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月16日から平成22年 9 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 21号	小林市堤字屋祢佐1952番地先から同市堤同字1953番 9 地先まで	旧	10.2 ～ 11.1	97.0
				新	12.5 ～ 15.6	97.0

宮崎県告示第 632号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月16日から平成22年 9 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
44	県道	宮崎高鍋線	児湯郡高鍋町大字南高鍋字山伏山8729番 1 地先から同郡同町同大字字恵良7161番12地先まで	旧	8.0 ～ 35.0	1108.0
				新	10.2 ～ 36.0	1108.0

宮崎県告示第 633号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月16日から平成22年 9 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
112	県道	今別府串間線	串間市大字西方字蓑崎12585番 1 地先から同市同大字同字 12543番地先まで	旧	5.4 ～ 13.8	201.2
				新	13.1 ～ 38.5	208.0

宮崎県告示第 634号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月16日から平成22年 9 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
112	県道	今別府 串間線	串間市大字 西方字鹿谷 12716番地 先から同市 同大字同字 12722番地 先まで	旧	7.8 ～ 15.1	210.2
				新	14.4 ～ 27.0	204.5

宮崎県告示第 635号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月16日から平成22年 9 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
215	県道	大保下 曾木停 車場線	延岡市北方 町板下字小 原戊 3 番丙 地先から同 市同町板下 同字戊 3 番 丙地先まで	旧	4.8 ～ 7.9	65.8
				新	4.8 ～ 11.2	65.8

宮崎県告示第 636号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月16日から平成22年 9 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
225	県道	八重原 延岡線	延岡市小野 町5785番 3 地先から同	旧	4.0 ～ 11.4	44.3

			市同町5803 番 1 地先ま で	新	10.0 ～ 14.4	44.3
--	--	--	-------------------------	---	----------------	------

宮崎県告示第 637号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月16日から平成22年 9 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
340	県道	大戸野 清武線	宮崎市清武 町今泉字梅 敷乙1558番 7 地先から 同市同町今 泉同字乙15 66番 2 地先 まで	旧	4.6 ～ 29.8	341.0
				新	18.6 ～ 44.2	340.0

宮崎県告示第 638号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月16日から平成22年 9 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 21号	小林市堤字 屋祢佐1952 番地先から 同市堤同字 1953番 9 地 先まで	平成22年 9 月16日

宮崎県告示第 639号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月16日から平成22年 9 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
44	県道	宮崎高 鍋線	児湯郡高鍋 町大字南高 鍋字山伏山 8729番1地 先から同郡 同町同大字 字光音寺71 75番1地先 まで	平成22年9月17日

宮崎県告示第 640号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年9月16日から平成22年9月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
112	県道	今別府 串間線	串間市大字 西方字藁崎 12585番1 地先から同 市同大字同 字 12543番 地先まで	平成22年9月16日

宮崎県告示第 641号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年9月16日から平成22年9月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
112	県道	今別府 串間線	串間市大字 西方字鹿谷 12716番地 先から同市 同大字同字 12722番地 先まで	平成22年9月16日

宮崎県告示第 642号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年9月16日から平成22年9月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	大保下 曾木停 車場線	延岡市北方 町板下字小 原戊 3 番丙 地先から同 市同町板下 同字戊 3 番 丙地先まで	平成22年9月16日

宮崎県告示第 643号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年9月16日から平成22年9月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
225	県道	八重原 延岡線	延岡市小野 町5785番3 地先から同 市同町5803 番1地先ま で	平成22年9月16日

宮崎県告示第 644号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年9月16日から平成22年9月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
340	県道	大戸野 清武線	宮崎市清武 町今泉字梅 藪乙1558番	平成22年9月16日

7 地先から
同市同町今
泉同字乙15
66番 2 地先
まで

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、えびの市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 9 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アタックスえびの店
えびの市大字向江字岩次 192番 8 外
- 2 意見の概要
意見を有しない
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成22年 9 月16日から平成22年10月18日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、日之影土地改良区（日之影町）から平成22年 8 月18日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成22年 9 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成22年 9 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量 普通科高校教育用コンピュータ 一式
 - (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成22年12月31日
 - (4) 契約期間 平成23年 1 月 1 日から平成27年12月31日まで（60 月）
 - (5) 納入場所 仕様書による。
 - (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成22年宮崎県告示第 189号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー及びその他のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成22年10月 8 日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7235

(2) 期間 平成22年 9 月16日から平成22年10月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

5 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当

(2) 期間 平成22年 9 月16日から平成22年10月 8 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁 7 号館 3 階 735号室

(2) 日時 平成22年 9 月27日午後 2 時

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当

(2) 提出期限 平成22年10月28日午後 5 時

(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあつては書留郵便に限る。）により提出すること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 4 号館 2 階 教育共用会議室
 (2) 日時 平成22年10月29日午後 2 時
- 9 入札保証金
 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項
 宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等
 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7235
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- 14 その他
 (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。
 (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
 (1) Nature and quantity of the service required: Computer for high school general education course: 1 unit
 (2) Time limit for tender: 5:00.p.m. 28 October 2010
 (3) Contact point for the notice: Regional Affairs Department Section Finance and Welfare Division Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7235

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成22年 9 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 競争入札に付する事項
 (1) 借入物品及び数量 農業高校教育用コンピュータ 一式
 (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
 (3) 納入期限 平成22年12月31日
 (4) 契約期間 平成23年 1 月 1 日から平成27年12月31日まで (60 月)
 (5) 納入場所 仕様書による。
 (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
 (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年宮崎県条例第 81 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約

であり、県は、上記 1 の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

- ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
 (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 ア 平成22年宮崎県告示第 189号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー及びその他のものであること。
 イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
 エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者において、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
 (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成22年10月 8 日までに提出しなければならない。
 なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
 (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7235
 (2) 期間 平成22年 9 月16日から平成22年10月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- 5 入札説明書及び仕様書の交付
 (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
 (2) 期間 平成22年 9 月16日から平成22年10月 8 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- 6 入札説明会の場所及び日時
 (1) 場所 宮崎県庁 7 号館 3 階 735号室
 (2) 日時 平成22年 9 月27日午後 2 時
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 (1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
 (2) 提出期限 平成22年10月28日午後 5 時
 (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）により提出すること。
- 8 開札の場所及び日時
 (1) 場所 宮崎県庁 4 号館 2 階 教育共用会議室
 (2) 日時 平成22年10月29日午後 2 時20分
- 9 入札保証金
 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則

<p>第 2 号) 第 100 条の規定による。</p> <p>10 入札の無効に関する事項 宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。</p> <p>11 落札者の決定の方法 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> <p>12 契約に関する事務を担当する部局等 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7235</p> <p>13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>14 その他 (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。 (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>15 Summary (1) Nature and quantity of the service required: Computer for high school agricultural education course: 1 unit (2) Time limit for tender: 5:00.p.m. 28 October 2010 (3) Contact point for the notice: Regional Affairs Department Section Finance and Welfare Division Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7235</p> <hr/> <p>入札公告 一般競争入札を次のとおり実施する。 平成 22 年 9 月 16 日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <p>1 競争入札に付する事項 (1) 借入物品及び数量 総合実践システム 一式 (2) 借入物品の特質等 仕様書による。 (3) 納入期限 平成 22 年 12 月 31 日 (4) 契約期間 平成 23 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日まで (60 月) (5) 納入場所 仕様書による。 (6) 入札方法 (1) の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 契約に係る特約事項 (1) この競争入札に係る契約 (以下「本件契約」という。) は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成 17 年宮崎県条例第 81 号) 第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の (4) の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。 ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契</p>	<p>約に違反した場合 イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合 (2) 県は、(1) の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格 (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。 ア 平成 22 年宮崎県告示第 189 号に規定する資格を有する者で、業種がサービス (役務の提供) に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理 (システム開発を含む。)、データエントリー及びその他のものであること。 イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。 ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。 エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。 オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。 (2) 入札に参加しようとする者は、(1) イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成 22 年 10 月 8 日までに提出しなければならない。 なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。</p> <p>4 契約条項を示す場所及び期間 (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7235 (2) 期間 平成 22 年 9 月 16 日から平成 22 年 10 月 28 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)</p> <p>5 入札説明書及び仕様書の交付 (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 (2) 期間 平成 22 年 9 月 16 日から平成 22 年 10 月 8 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)</p> <p>6 入札説明会の場所及び日時 (1) 場所 宮崎県庁 7 号館 3 階 735 号室 (2) 日時 平成 22 年 9 月 27 日午後 2 時</p> <p>7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法 (1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 (2) 提出期限 平成 22 年 10 月 28 日午後 5 時 (3) 提出方法 持参又は送付 (郵便にあつては書留郵便に限る。) により提出すること。</p> <p>8 開札の場所及び日時 (1) 場所 宮崎県庁 4 号館 2 階 教育共用会議室 (2) 日時 平成 22 年 10 月 29 日午後 2 時 40 分</p> <p>9 入札保証金 入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和 39 年宮崎県規則第 2 号) 第 100 条の規定による。</p> <p>10 入札の無効に関する事項 宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。</p> <p>11 落札者の決定の方法</p>
--	--

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7235

13 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required: System for Commercial Skills: 1 unit
- (2) Time limit for tender: 5:00.p.m. 28 October 2010
- (3) Contact point for the notice: Regional Affairs Department Section Finance and Welfare Division Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7235

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成22年 9 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 商業高校用等教育用コンピュータ 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成22年12月31日
- (4) 契約期間 平成23年 1 月 1 日から平成27年12月31日まで (60 月)
- (5) 納入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約 (以下「本件契約」という。) は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成 17 年宮崎県条例第 81 号) 第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損

害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成22年宮崎県告示第 189号に規定する資格を有する者で、業種がサービス (役務の提供) に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理 (システム開発を含む。)、データエントリー及びその他のものであること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
 - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 - オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成22年10月 8 日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7235
- (2) 期間 平成22年 9 月16日から平成22年10月28日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 期間 平成22年 9 月16日から平成22年10月 8 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

6 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 7 号館 3 階 735号室
- (2) 日時 平成22年 9 月27日午後 2 時

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 提出期限 平成22年10月28日午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は送付 (郵便にあつては書留郵便に限る。) により提出すること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 4 号館 2 階 教育共用会議室
- (2) 日時 平成22年10月29日午後 3 時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則第 2 号) 第 100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7235

- 13 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 14 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情
検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、
調達手続きの停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the service required: Compute-
r for high school commercial education course: 1 unit
- (2) Time limit for tender: 5:00.p.m. 28 October 2010
- (3) Contact point for the notice: Regional Affairs Depart-
ment Section Finance and Welfare Division Miyazaki Pr-
fectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Mi-
yazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7235

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成22年9月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 警察本部用サーバ機器一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 契約期間 平成23年3月1日から平成28年2月29日まで
- (4) 納入場所 宮崎県警察本部情報管理課
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額
は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料一
月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に 100
分の 5 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数がある
ときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とする
ので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ
るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の
105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約 (以下「本件契約」という。) は、
長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成
17年宮崎県条例第81号) 第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約
であり、県は、上記 1 の(3)の契約期間において次に掲げる場合
のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする
。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契
約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件
契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損
害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件
をすべて満たす者とする。

ア 平成22年宮崎県告示第 189号に規定する資格を有する者で
、業種がサービス (役務の提供) に関する業種のうち、営業

種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で
種目が電算処理 (システム開発を含む。) 若しくはその他で
あること。

- イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設
置、設定できると認められる者であること。
- エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供
等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供
できると認められる者であること。
- オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあっ
ては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、
第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者で
あること。
- カ 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 167条の 4 の
規定に該当しないこと。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を
満たすことを証明する書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは
これに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭
1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号 0985 (31
) 0110

イ 提出期限 平成22年10月15日 (金) 午後 5 時

ウ 提出方法 アの場所に持参又は郵便、民間事業者による信
書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第 2 条第 6 項
に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する
特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により
送付すること (郵便又は信書便により送付する場合は、配達
を証明することができる郵便又は信書便とすること) 。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成22年9月16日から平成22年10月25日まで (土曜日
、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成22年9月16日から平成22年10月12日まで (土曜日
、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

6 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102会議室
- (2) 日時 平成22年9月29日 (水) 午後 2 時

7 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102会議室
- (2) 日時 平成22年10月26日 (火) 午後 2 時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則
第 2 号) 第 100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

12 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Server at miyazaki Pref. police System, 1 set
- (2) Time limit for tender: 2:00 p.m. 26 Oct, 2010
- (3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Head quarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第19号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成22年9月16日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇 夫

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務区分	講習の実施日	定員
追加取得講習	4号警備業務	平成22年11月29日(月)～30日(火)	15人

2 講習の対象者

(1) 追加取得講習

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎地域職業訓練センター 電話0985-58-1554

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務区分	提出日時
4号警備業務	平成22年10月20日(水)から10月29日(金)まで(土、日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 資格者証又は講習修了証明書の写し（追加取得講習受講者に限る。）

ウ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2のアに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務区分	手数料
追加取得講習	4号警備業務	10,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込の受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

正 誤

平成21年 6 月11日付け県公報 (第2090号) 中

ページ	段	行	誤	正
4	左	40	間伐に係る森林	間伐その他特別の場合の伐採に係るもの

平成22年 4 月26日付け県公報 (第2178号) 中

ページ	段	行	誤	正
6	左	54	間伐に係る森林	間伐その他特別の場合の伐採に係るもの

平成22年 6 月28日付け県公報 (第2195号) 中

ページ	行	誤	正
9	31	最小限度	最少限度
9	32	最小限度	最小限度
10	45	第13号において、	第13号において、